

# 目 次

令和7年6月13日（金曜日）

議事日程（第1号）

開議（午前9時30分）

招集告示	1
議会運営委員会委員長報告	1
開会、開議	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
閉会中の継続調査及び継続審査結果報告	6
（総務建設常任委員会）	6
（教育民生常任委員会）	10
委員長報告に対する質疑	13
（総務建設常任委員会）	13
（教育民生常任委員会）	14
議案の上程、提案理由の説明	14
（議案第1号～議案第4号）	
提案理由に対する質疑	17
（議案第1号～議案第4号）	
委員会付託（議案第1号～議案第4号）	17
議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	18
趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	19
討論、採決（発議第1号）	20
議案の上程、趣旨説明（発議第2号）	22
趣旨説明に対する質疑（発議第2号）	24
討論、採決（発議第2号）	25
議案の上程、趣旨説明（発議第3号）	26
趣旨説明に対する質疑（発議第3号）	27
討論、採決（発議第3号）	27

散会（午前10時55分）

30

## 令和7年6月土庄町議会定例会会議録

土庄町告示第74号

令和7年6月土庄町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年6月6日

土庄町長 岡野能之

- 1、期 日 令和7年6月13日（金）
- 2、場 所 土庄町役場 議場

令和7年6月13日（金曜日） 午前9時30分 各議員着席

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、町長から本定例会招集のご挨拶がございます。

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

おはようございます。

本日、令和7年6月土庄町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、たいへんお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、提案の議案につきましては、条例関係が1件、令和7年度補正予算関係が1件、契約関係が1件、計画の変更が1件、の合計4件でございます。

よろしくご審議の上、全議案ご議決賜りますようお願い申し上げまして、招集のご挨拶といたします。

### 議会運営委員会委員長報告

○議長（濱野良一君）

去る6月6日、本日6月13日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の運営等について、ご協議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は去る6月6日9時30分から及び、本日6月13日9時から、委員会室におきまして、6月議会定例会の会期、日程等を審議いたしました。

会期でございますが、本日13日から19日までの7日間を予定しております。

次に会議の進め方でございますが、本日は冒頭に、閉会中における継続調査の結果について、各委員長より報告していただき、その後、報告に対する質疑を行います。

次に、執行部より、議案第1号から議案第4号まで一括して提案理由の説明を受け、質疑を行います。

次に、議案第1号から議案第4号を各常任委員会に付託します。

次に、発議第1号 高額療養費制度における自己負担限度額引き下げ（後ほど訂正あり）の中止・撤回を求める意見書についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、発議第2号 消費税率5%の引き下げを求める意見書についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

次に、発議第3号 今国会で可決された日本学術会議法の廃止及び現行法への速やかな改訂を求める意見書についての趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

本会議終了後、各常任委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。

14日から18日は休会とし、19日は、付託議案の審査結果を各常任委員長より報告していただき、質疑をお願いいたします。

続いて一般質問を行います。

一般質問は、通告期限であります6月4日正午までに提出されたものにつきまして、提出順に質問をしていただくことにしております。

次に、議案第1号から議案第4号までの討論、採決をお願いいたします。

最後に、議員の派遣についてと閉会中の継続調査申し出についての採決をお願いしたいと考えています。

スムーズな運営にご協力いただき、6月議会定例会を終了する予定にしておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議会運営委員長（川本貴也君）

すみません、訂正させてください。

発議第 1 号の部分です。高額療養費制度における自己負担限度額引き上げで  
ございます。先ほど私、引き下げと申しましたけれども、引き上げの中止・撤  
回を求める意見書でございます。

以上、訂正させていただきます。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本定例会は、本日から  
19 日までの 7 日間を予定しております。運営等につきましては、スムーズに  
審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 令和7年6月13日（金曜日）午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（森 英樹君）
4 番（小川 務君）	5 番（井藤茂信君）	6 番（大野一行君）
7 番（鈴木美香君）	8 番（福本達雄君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（宮原隆昌君）	12 番（濱野良一君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（中村友幸）
総 務 課 長（濱口浩司）	税 務 課 長（三枝恵吾）
健康福祉課長（渡辺志保）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（赤谷 淳）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（鎌田亜由美）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山本法司）

## 議会事務局職員

議会事務局長（須浪美香）	書記（道下学）
--------------	---------

## 議事日程 第1号

別紙のとおり

## 令和7年6月土庄町議会定例会議事日程（第1号）

令和7年6月13日（金曜日）午前9時30分 開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 閉会中の継続調査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第4 議案第1号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第2号 令和7年度土庄町一般会計補正予算（第1号）
- 第6 議案第3号 工事請負契約書の締結について
- 第7 議案第4号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第8 発議第1号 「高額療養費制度における自己負担限度額引き上げ」の中止・撤回を求める意見書について
- 第9 発議第2号 「消費税率5%の引き下げを求める意見書」について
- 第10 発議第3号 今国会で可決された日本学術会議法の廃止及び現行法への速やかな改訂を求める意見書について

## 開会、開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年6月土庄町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布いたしましたとおりであります。

## 諸般の報告

○議長（濱野良一君）

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

町長より業務報告を受けております。

令和6年度土庄町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思っております。

監査委員より検査の報告を受けております。

例月出納検査の結果報告について3件、配布しております。朗読は省略いたしますが、後ほどご確認いただきたいと思っております。

諸般の報告は以上です。

## 会議録署名議員の指名

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第125条の規定により、議長において、4番 小川務君、5番 井藤茂信君を指名いたします。

## 会期の決定

○議長（濱野良一君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、6月13日から6月19日までの7日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの7日間と決しました。

## 閉会中の継続調査及び継続審査結果報告

○議長（濱野良一君）

日程第3、閉会中の継続審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

令和7年5月29日に、閉会中の総務建設常任委員会を開催しましたので、その内容をご報告いたします。

まず、総務課から4点説明がありました。

1点目、定額減税補足給付金（不足額給付）事業について、令和6年分所得税、令和6年度住民税、定額減税の実績額等が確定したことで、令和6年度に実施した調整給付金の額に不足が生じた場合に、追加で給付を行うものである。支給対象者は、今年度1800人程度と見込んでおり、支給方法は、原則、口座振り込みでの支給で、プッシュ型または確認書方式によるものとする。8月上旬から対象者に文書を発送して9月以降、順次、支給していく予定としている、との説明がありました。

2点目、土庄町合併70周年記念式典について、9月28日（日）に中央公民館で、オープニングセレモニーとして、応援大使である勝詩さんによる演奏をはじめ、70周年あゆみの記念スライドショー等を予定している。

また、別途記念事業として、同日の午後から次世代を担う子どもたちのための講演を北海道出身の株式会社植松電機 代表取締役 植松務さんに「夢を諦めずに、自分自身の可能性を信じて挑戦する姿勢の大切さ」という内容で講演をお願いしようと考えている、との説明がありました。

委員から「式典に案内する来賓はどのぐらいの人数を予定しているのか、一般の方の参加について、どのように考えているのか」との質問に、式典の来賓案内は、現在、名簿調整中であるが、町に関係する団体の長や町職員のOB等、想定で450から500人ぐらいになると思っている。一般の方については、まだ検討中であるが、広報等で周知し、会場は十分な広さがあるので、参加いただけるとしているとの回答がありました。

また、委員から、Webで公開することや、モニターで見られるような場所を

つくるなど、できるだけ予算をかけずに、多くの町民が参加できる方法を考えて欲しい、との意見がありました。

3点目、スマホ土庄町役場の構築について、今年度、LINEを活用して、オンラインでの手続き申請や証明書等の交付申請、公共施設の予約が可能となるサービスを構築する予定であり、災害情報やイベント情報、子育て情報など、必要な人に必要な情報を通知することも考えており、財源は、新しい地方経済・生活環境創生交付金、補助率2分の1を活用するとの説明がありました。

委員から「スマホは非常に便利がいいが、スマホを持っていない高齢者の対応も考えてほしい」との意見がありました。

4点目、自治会助成について、今回、採択されたコミュニティ助成事業は、大戸自治会が大規模災害による停電時の電源の確保のため、自治会館に発電機を整備する。助成金については、自治総合センターから町を通じて自治会に助成する、との説明がありました。

委員から「小さな自治会でも単独で申請できるのか、ソフト事業でも申請できるのか」との質問があり、自治会単位での申請は可能である。自治会の規約に、防災に関する専門部会があるなどの記載が必要となる。こちらの事業は設備の整備となるので、ソフト事業に関しては、対象外となるとの回答がありました。

次に、企画財政課から3点の説明がありました。

まず1点目、第2期人口ビジョン及び総合戦略が、令和6年度で終了することを受け、令和7年度からの5年間にかかる次期計画として、第3期土庄町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略の改訂を行った。

計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間であり、人口の推移や産業構造についての課題などをまとめ、第3期総合戦略においても、人の流れを創る、魅力ある産業を創る、子育てを楽しめる環境を創る、時代に合った住みやすいまちを創る、といった4つを第2期総合戦略と同じく大きな柱として定め、改訂しているとの説明がありました。

2点目、自動運転バスの実装実験について、昨年、初めて民間事業者の方で実施したが、その結果を踏まえて、今年度もレベルⅡの自動運転バスの実装実験を行おうとするものであり、申請を国に出した、との説明がありました。

3点目、辺地に係る総合整備計画の変更について、交付税措置率が優遇されている辺地対策事業債を活用するため、各辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更するものである。

変更内容としては、物価高騰に伴い社会資本交付金事業（沖之島架橋）の事業費を変更するとともに、小豆地区広域行政事務組合が消防ポンプ自動車を購入しようとすることに係る土庄町分の負担金を消防ポンプ自動車購入事業とし

で新たに計上しようとするものである、との説明がありました。

次に、建設課から3点説明がありました。

まず、1点目 沖之島離島架橋事業について、令和6年度からの繰越事業として、第11工区上部工として橋梁部、第12工区鋼矢板工として取付道路の一部を現在施工中であり、令和8年度中の事業完成を目指し、地元及び漁業関係者と調整しながら事業を進める、との説明がありました。

委員から「沖之島内の道路をどうするという考えはあるのか」との質問に、架橋事業完了後の沖之島の活性化も含めて、必要最低限の車両が通れるような道の確保も必要と考えているとの回答がありました。

2点目、行者原住宅建替事業について、老朽化した改良住宅の建て替えを目的としており、全体計画は既存の住宅24戸に対して、建替13戸、改修1戸、解体20戸、また集会所1棟の新築を予定している。太陽光発電設備の設置や公営住宅等整備基準に即した断熱材や断熱サッシ等の採用による省エネ化を図ることにより、環境に配慮した設計としている。B棟新築工事については、入札後審査型一般競争入札により公告を行い、5月26日開札の結果、落札者が決定しており、6月定例議会において「工事請負契約の締結について」議案として提案する予定である、との説明がありました。

3点目、土庄町官民連携まちなか再生推進事業について、本町では人口減少・少子高齢化が進む中、特に中心市街地において商店街の衰退や多くの空き店舗・空き家が発生しており、有効的な利活用が必要となっている。

今年度の事業として「まちなかエリアのプラットフォームの構築」を行い、「行政主体のまちづくり」から「地域主体のまちづくり」の体制を整え、持続可能なまちづくりを効果的・持続的に展開していきたいと考えているとの説明がありました。

委員から「計画が具体的になった時点で、住民の方にもしっかりと説明していただきたい」との意見がありました。

次に、農林水産課から2点説明がありました。

1点目、県の交付金を活用し、農業インターンシップ支援事業を実施したいと考えている。新しい農業インターンシップ支援事業を実施するにあたり、受入農家とインターン生が負担なく運営できる体制を整え、参加インターン生と農家の関係性を深め、地域での学びを通じて自己成長の機会を提供し、最終的には、ポテンシャルの高い若者層との関係人口を増やすことで、新規就農者の確保や地域活性化を目指す、との説明がありました。

委員から「中間運営支援組織は、町内にあるのか。受入農家とインターン生とのミスマッチが起こったり、現場でトラブルになるようなことはないのか」との質問に、町が調べている実績のある中間運営支援組織は、町外である。受

入農家とインターン生については、選考・調整を十分に注意しながら行ってきたいとの回答がありました。

2点目、唐櫃漁港海岸整備事業について、令和6年度の実績として、実施設計業務と工事を2本実施し、令和7年度は、令和6年度からの繰越予算分として2工区分の工事を発注する予定している。工事概要としては、胸壁133.3mとゲートを2基設置する予定である。なお、令和7年度当初予算分については、現在、国、県に対し補助金申請中であるとの説明がありました。

次に商工観光課から、4点の説明と1点の報告がありました。

1点目、オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業について、10事業を想定しており、10事業のうち、「スマートロッカーを活用した手ぶら観光の推進」など5つの事業について、3分の2が国庫補助、3分の1が民間資金の事業で、かなり有利な補助となっている。

残りの「観光客流動調査」などの5事業は、3分の2が国庫補助、残りの3分の1を小豆島町と折半する事業との説明がありました。

2点目、地方創生SDGs課題解決モデル事業について、選定を受けたのは、全国で3自治体のみであり、昨年度受賞したグリーンデスティネーションのシルバーアワードが非常に大きく良い影響を与えているのではないかと考えている。この事業は、内閣府の方から地域創生アドバイザーが派遣され、専門家という立場から、小豆島の課題について、助言をいただき、調査研究していく事業である、との説明がありました。

3点目、特定地域づくり事業協同組合について、小豆郡全体の雇用対策、担い手確保のために小豆島町と連携して本組合設立に向けて手続きを開始した。

この組合により事業者には人事派遣を行い、年間を通じて人材を正社員として雇用し、地域の仕事を組み合わせて仕事を創出し、事業者が必要な時期に派遣する事業を実施する。香川県内で初めての設立を目指すもので、域内外の雇用の創出や人材確保などにより、地域社会の維持・地域経済の活性化を図るものとなっている。

全国の先進地事例を見ていくと、地元の方はもちろん移住者もターゲットであり、比較的若い方が本制度を活用していること、この組合の職員を経てから地元の企業に本採用されていることを理想的な好循環として取り組んでいきたいと考えている、との説明がありました。

4点目、滞在促進のための地域周遊観光促進事業について「持続可能な観光」をキーワードに滞在型コンテンツ造成及び旅行商品の流通チャンネルの開拓を行いたいと考えている。特に、土庄町で活性化を目指している北部地域を中心にコンテンツ造成を行う。新規滞在コンテンツには、日本遺産の構成文化財である山岳霊場での護摩焚きや、大部地区にある日本唯一のヨットメーカーとの

コラボ、また残念石公園での石割体験などを組み合わせながら、北部の魅力を生かしたものを作ることにより、北部への誘客につなげ、活性化につなげたいと考えている、との説明がありました。

委員から「大部のロッククライミング等のアウトドアは想定されているか」との質問に、北部のアウトドアは、島遊びやサップもあるので、アウトドアのコンテンツもここに入っていけばいいと思っていると回答がありました。

最後に、エンジェルロード公園駐車場の有料化について、駐車場の有料化によって人が減るのではないかという懸念もあったが、想定よりもかなり多くの方に利用していただいている状況である。また、キャッシュレス化も進めており、今後キャッシュレスの割合は増えていくものと思っている。

当初、令和 8 年度以降に黒字化する予定であったが、今年度中に黒字化する見込みとなっている。さらに、令和 6 年度のエンジェルロードの観光客数は過去最高の 31 万人を超え、この有料化に伴い、周辺道路の混雑状況を解消することができ、隣接する観光地での観光客の分散化にもつながっている、との報告がありました。

以上で、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本達雄君。

○教育民生常任委員長（福本達雄君）

おはようございます。

5 月 29 日に開かれた閉会中の教育民生常任委員会について報告します。

教育総務課からは、こどもさくら公園造成工事について、報告がありました。

こどもさくら公園は、これまで需要が高まり、手狭であるとの声や、トイレ整備などについて、多くの要望が寄せられていた。また、土庄町総合計画や立地適正化策定時のワークショップ、意見交換会、老人クラブ等から要望があったことから、現在、駐車場として利用されているバラス敷の土地を公園として拡張、整備を行うこととしている。

地盤高 3 メートルの盛り土を行い、地域の一時的な避難場所となる防災公園として整備し、トイレについては、移動が可能な防災用トイレを整備する予定である。

財源については、都市防災総合推進事業の防災安全交付金を利用することで、事業費の 2 分の 1 の補助を受けることができ、内示額は 5057 万 5 千円である。

今後のスケジュールについては、実施設計業務の内容を精査しつつ、造成部分の工事について、入札事務へと進みたいと考えていると説明がありました。

委員から盛り土部分について「避難用に嵩上げして欲しいという要望があつ

たのか、町民に周知しているのか」との質問があり、庁舎周辺の意見交換会、老人クラブ連合会、立地適正化計画等、さまざまな場面で、皆さんから要望を伺っている。町民の皆さまには、広報等で周知しており、伝わっていると思っている。こどもさくら公園の周辺自治会には個別で説明していると回答がありました。

また、補足として町長からこの事業に至る経緯の説明がありました。

生涯学習課からは、中央公民館耐震診断について報告がありました。

現在の中央公民館は、昭和 57 年度に建築され、生涯学習の拠点として、文化協会をはじめ、各種団体の活動や講座、音楽フェスティバルなど、さまざまなイベントや事業を開催する場として広く活用されている。令和 5 年度の利用者数は、約 2 万 4 千人となっている。

建物については、新耐震基準で建てられた建物ではあるが、建築から 42 年という年月が経過し、外壁の爆裂など建物の経年劣化が進んでいる。また、設備にしても、照明設備や音響設備、舞台設備などで一部不具合が生じているものもある。

中央公民館は、多くの町民の皆さまにご利用いただいている施設であり、その安全性を確保し、将来にわたって町民のニーズに応えられる施設として維持する必要があると考えており、まずは耐震診断を実施しようとするものである。耐震診断により躯体の状況等を確認し、改修が可能かどうかなどの検討をしていきたい。予算については、6 月補正予算により耐震診断委託料の予算計上を予定していると説明がありました。

委員から、耐震診断委託料は補助金の活用や発注方法を考えていただきたい、との意見がありました。

健康福祉課からは 3 点の報告がありました。

1 点目、価格高騰重点支援給付金事業（追加支援分）の支給状況について、この事業は、令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定された「国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき実施されたもので、令和 7 年 2 月から給付を開始し、5 月 20 日で申請期間が終了した。

事業の対象は、令和 6 年 12 月 13 日時点で土庄町に住民登録があり、令和 6 年度住民税が非課税または均等割のみ課税である世帯である。給付額は 1 世帯あたり 3 万円。ただし、18 歳以下の子を養育する世帯には、子 1 人あたり 2 万円が加算される。

令和 7 年 5 月 23 日現在の支給状況については、対象世帯 2505 世帯中、受付済みは 2483 世帯。給付決定も同数の 2483 世帯で、支給率は 99.12%となっている。4 月時点では 42 世帯が未申請だったが、再度、案内文を送付した結果、20 世帯から申請があり、最終的な未申請世帯は 22 世帯となっていると説明が

ありました。

委員から未申請世帯について「電話で確認はしていないのか」との問いに、今回は電話での確認はしていない、健康福祉課で把握している住所地に郵送しており、ご案内が届くように最大限、努力はしているとの回答がありました。

2点目、地域おたすけ送迎支援事業について、令和7年3月から大部地区において、地域おたすけ送迎支援事業を開始している。自宅からバス停までの移動が大変で、バスの利用が難しい方に対し、登録運転手が自宅から大部公民館前のバス停までの送迎支援を行うという事業である。対象者は、大部地区にお住いの75歳以上の方、障害等により歩行が難しい方で、利用料は無料。オーリーブバスの発着時間に合わせて1日6便運行する。

事業を開始して3カ月足らずだが、現在の利用登録者は15名、登録運転者は6名。3月、4月の利用実績は、3月は3名が延べ8回利用、4月は2名が延べ9回利用している。利用者は、まだ少ない状況ではあるが、地域の皆さまと協力して、周知啓発を行い、利用者の拡大を図りながら、事業の継続に努めていきたいと考えていると説明がありました。

委員から「現在の実績は少ないが、長い目で継続していただきたい」と意見がありました。また、「他の自治会から要望が出た場合、実施できるのか」との質問に、その地域の方のご協力・ご理解というのが重要になってくる。登録運転手の確保ができるかどうか、地域の方々と協議しながら、また、需要がどのくらいあるのか十分に協議しながら、他の地域でも開始することは可能だと考えている、と回答がありました。

3点目、フードリボンプロジェクトについて、報告がありました。貧困などでその日の食事に困る子どもたちに安心して食事ができる場所を増やすことを目的としたプロジェクトで、一般社団法人ロングスプーン協会が運営している。

フードリボンとは、食事一人分と交換されるリボンのことであり、飲食店を利用するお客様が1つ300円でリボンを購入し、店内に置かれたリボンが子どもが使用することで食事が提供される。

フードリボン参加店には、ロングスプーン協会から配布されたステッカーが貼ってあり、お客さんが購入したリボンが店内に掲示され、子どもがお店の人にリボンを渡し一食分の食事が提供される、という仕組みになっている。

土庄町は、4月4日、小豆島町とともに一般社団法人ロングスプーン協会と包括協定を締結し、相互に連携を図ることにより、子どもの貧困問題など社会問題の解決に寄与する取り組みを創出し、地域とともに手を取り合い、未来を担う子どもたちを支える社会の実現を目指している。

まずは、ロングスプーン協会が全国展開をはかっているフードリボンプロジェクトから取り組むこととしており、土庄町内では1店舗が参加店として登録

していただいている。広報 5 月号でも、協力店募集の記事を掲載し、今後も、フードリボンプロジェクトの普及啓発や参加店の拡大に向け、周知啓発を行いたいと考えていると報告がありました。

住民環境課からは衣類等のリユースを目的とした実証実験について、報告がありました。

可燃ごみの排出は、徐々に減ってはいるものの、人口減少による減ほど減少しておらず、小豆島クリーンセンターでの焼却処分量を減らすことで、二酸化炭素排出の抑制とリユース意識の向上を目的として実証実験を行う。

実施予定場所は、旧衛生現場事務所入り口横の倉庫を予定している。実施期間は令和 7 年 7 月から 9 月末までの 3 か月間を予定しており、開場時間は平日と土曜日の午前 9 時から午後 4 時まで。開場の開け閉めは住民環境課職員で対応し、開場時間内は無人だが、迷惑行為や時間外の盗難防止のため、防犯カメラを設置する予定である。

実施概要としては、不要になった衣類等を会場に持ち込み、分類した置き場にそれぞれに陳列する。衣類は誰でも持ち込み、持ち出し自由とし、入り口の記入簿に「持ち込み」又は「持ち出し」品数を記入する。

周知の方法は、町広報 7 月号のほか、防災行政無線を活用し常識の範囲での持ちこみ又は持ち出し品数、転売防止等について周知したいと考えている。

また、不用品の陶器・おもちゃ類用にスペースを設ける予定であり、そのまま排出されれば不燃ごみとして処理されるが、今回、業者から無償で回収するとの提案があり、排出量の削減に期待が出来ると考え、同時に計画している、と説明がありました。

委員からは施設の状況・衛生面での管理等の質問がありました。また、着られないようなものを持ち込む可能性があることや廃棄処分するのではなくリサイクルの方向で考えてほしいとの意見がありました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これをもって、各委員長の報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 議案の上程、提案理由の説明（議案第1号～議案第4号）

○議長（濱野良一君）

日程第4、議案第1号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件から、日程第7、議案第4号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてまでを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

それでは、本定例会に提案いたしました議案につきまして、お手元に配布しております議案書に基づきまして、説明をさせていただきます。

議案書の1ページ、2ページをご覧ください。

議案第1号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 中村友幸君。

○企画財政課長（中村友幸君）

それでは引き続き、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第2号 令和7年度土庄町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入の特定財源につきましては、歳出の際にご説明いたします。

歳出といたしまして、16、17 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目 一般管理費の合併 70 周年記念事業は、予算の組み替えになります。記念式典、記念行事に招請する出演者の詳細が決定したこと等により、予算の組み替えを行います。

次に、2 款 1 項 6 目 企画費の離島振興事業 273 万 2 千円です。国庫補助航路であります、豊島航路に係る離島航路運営費の欠損額及び国の補助額確定による当該補助金の増額分を計上しております。

次に、2 款 1 項 8 目 自治振興費の自治振興助成事業 190 万円です。大木戸自治会が自治会館に非常用発電機を整備する申請がコミュニティ助成事業として採択されましたため、助成金として計上するものであります。全額雑入のコミュニティ助成事業助成金を充当しております。

次に、2 款 1 項 17 目 定額減税補足給付金事業費の定額減税補足給付金（不足額給付）支給事業 6154 万 5 千円です。重点支援交付金による新規事業となっております。昨年度実施しました調整給付で、算定し直した結果、給付額に不足が生じる方に対して差額を給付し、また、昨年度定額減税の対象外で、かつ低所得世帯向けの給付も受けていない方について、原則 4 万円を支給する事業でございます。全額、国庫補助金を充当しております。

続いて、2 款 2 項 2 目 賦課徴収費の賦課徴収事務費 90 万 1 千円です。職員の休職による代替職員として、会計年度任用職員を任用するための経費を計上しております。

18 ページ、19 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 3 目 農業振興費の農業振興事業 199 万 8 千円です。農繁期の人手不足解消や新たな担い手確保等を図るため、農業インターンシップを行う経費を計上しております。全額県補助金を充当しております。

次に、6 款 3 項 3 目 漁港建設費の唐櫃漁港海岸整備事業 278 万 7 千円です。前年度の精算により、国に補助金を返還するものとなっております。

次に、7 款 1 項 2 目 商工業振興費の地域雇用活性化推進事業 545 万円となっております。中小企業の人材確保や雇用機会の創出を目的といたしまして、職場体験やインターンを受け入れる事業者の受け入れ等に係る経費、また、特定地域づくり事業協同組合の設立認定に必要な基準資産額の補助金不足分を計上しております。県補助金 400 万円を充当しております。

次に、7 款 1 項 3 目 観光費の観光団体・イベント助成事業 1616 万 3 千円です。観光庁の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」及び「地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業」が採択となりましたため、事業実施主体であります小豆島観光協会への負担金を計上しております。なお、このオーバーツーリズム関連事業におきましては、補助金

を受ける部分を貸付金として支出し、補助金交付後に返還してもらうスキームとしております。貸付金元利収入 925 万円を充当しております。

20 ページ、21 ページをお願いいたします。

同じく 3 目 瀬戸内国際芸術祭事業 134 万 1 千円です。芸術祭会期中の土日祝日のみでありました、豊島への看護師の派遣が、平日も派遣可能となったことによる委託料を計上しております。県負担金 67 万 1 千円を充当しています。

同じく 3 目 持続可能な観光推進事業 550 万円です。観光客の宿泊率の増加や、滞在時間の拡大を図るため、地域資源を活用した観光誘客に関する計画策定を行う委託料を計上しております。国庫補助金 275 万円を充当しています。

また、同じく 3 目でございますが、今回、小豆島土庄ふるさと応援大使事業において、県補助事業として交付決定を受けたため、県補助金 200 万円を財源更正しております。

次に、9 款 1 項 2 目 非常備消防費の消防団運営事業 23 万 2 千円です。現在、ヘリポートとして活用しております旧豊島中学校グラウンドに、ヘリの着陸前の散水に使用する消火栓用ホース、それからノズル等の備品購入費を計上しております。

次に、10 款 1 項 2 目 事務局費の ALT (外国語指導) 事業 128 万 4 千円です。ALT の報酬額見直しによる増額部分及び住居の確保において必要となる経費を計上しております。雑入 3 万 2 千円を充当しています。

22 ページ、23 ページをお願いいたします。

10 款 2 項 2 目 教育振興費の教育振興事業 15 万円です。豊島小中学校が県の生活リズムでパワーアップ事業の研究指定校に決定されたため、事業実施に必要な経費を計上しております。全額県委託金を充当しております。

次に、10 款 4 項 2 目 公民館費の公民館維持管理費 1212 万 2 千円です。中央公民館の耐震診断委託料を計上しております。

3 ページに戻りまして、以上が補正予算の概要でございます、今回の補正額は、1 億 1410 万 5 千円の増額となり、補正前の予算額と合計いたしますと、108 億 6210 万 5 千円となります。

議案第 2 号の説明につきましては以上でございます。

○議長 (濱野良一君)

濱口課長。

○総務課長 (濱口浩司君)

続きまして、議案書の 25 ページ、審議資料 36 ページ 37 ページの方をご覧ください。

議案第 3 号 工事請負契約の契約の締結についてでございます。

行者原住宅建替事業 B 棟新築（建築）工事について、入札後審査型一般競争入札の結果、株式会社 西崎組 代表取締役 西崎博史と 1 億 659 万円で、工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案書の 27 ページから 35 ページをご覧ください。

議案第 4 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。具体的には、令和 4 年 6 月定例会で議決をいただいた、令和 4 年度から令和 8 年度の 5 カ年計画を変更するもので、7 辺地すべてに消防ポンプ自動車購入の変更、また四海地区のみ社会資本交付金事業（沖之島架橋）について変更いたします。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

### 提案理由に対する質疑（議案第 1 号～議案第 4 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 1 号から議案第 4 号までの一括質疑を行います。

なお、議案第 1 号から議案第 4 号は、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解のうえ、質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 1 号から議案第 4 号までの全議案についての質疑は、これをもって終了いたします。

### 委員会付託（議案第 1 号～議案第 4 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、議題となっております、議案第 1 号から議案第 4 号の各議案については、土庄町議会会議規則第 38 条第 1 項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号から議案第 4 号の各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

## 議案の上程、提案理由の説明（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 8、発議第 1 号 高額療養費制度における自己負担限度額引き上げの中止・撤回を求める意見書については議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

おはようございます。

日本共産党の福本耕太です。

高額療養費制度における自己負担限度額の引き上げの中止を求める意見書の提出を行います。

2025 年 3 月 4 日に衆議院を通過した来年度予算は、石破首相をはじめ、自民、公明、維新の 3 党が、国民医療費を最低 4 兆円削減することで合意して可決されました。4 兆円の医療費削減は、この間の医療費削減策から見ても、途方もない計画です。2006 年に行われた診療報酬の改定は、1 兆円をやや超える医療費の削減が実施されましたが、2008 年には、出産間近の妊婦が 7 つの医療機関で受け入れを拒否され、死亡しました。1 兆円の削減でも、全国に壊滅的な打撃を与えることになったのです。4 兆円の削減をやればどうなるか。日本の医療崩壊は取り返しがつかないこととなります。

この大規模な医療費削減計画の一つが、今回、具体化されようとしている高額療養費制度の制度における自己負担限度額の引き上げです。この計画を実行すれば、医療費は 5330 億円削減されますが、ガンなどで長期にわたり治療を受け、高額な医療費を負う患者や家族にとって、深刻な事態を引き起こすこととなります。医療を続ければ治る病気もお金が払えないために、治療を断念しなければならず、みすみす命を落とす国民が急増することとなります。具体的に負担上限の引き上げが実施されると、年収 370 万円から 770 万円の世帯の高額療養費の上限は、現在約 8 万 100 円ですが、2026 年 8 月から所得区分が細分化

され、2027年8月から年収510万円から650万円の人は、1.4倍の約11万3400円に、650万円から770万円の人は1.7倍の約13万8600円になります。

政府は、医療費削減の理由として、現役世代の保険料負担軽減を主張していますが、全国保険医団体連合会の試算によると、その効果は、実際の保険料の軽減、月額46円から208円でわずかの軽減にしかありません。

今、2人に1人がガン、3人に1人が心筋梗塞、4人に1人が脳卒中、難病患者数も増加しています。つまり、高額療養費の上限引き上げは、現役世代にこそ必要なセーフティーネットを破壊する行為だと言えます。全国がん患者団体連合会は、現役世代の中には仕事や日常生活を続けながら、ぎりぎりの範囲で医療費を毎月払い続けている患者とその家族もいる。負担上限の引き上げを実施すれば、生活が成り立たなくなる上、治療の継続を断念しなければならなくなると訴えています。

以上、誰もが安心して医療を受けられる公的医療保険制度を保障するため、高額医療費制度の自己負担限度額の引き上げは行わないよう求めます。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

## 趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第1号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

8番 福本達雄君。

○8番（福本達雄君）

高額療養費の見直しは、医療高度化が進む中で、高額療養費の対象等が増え、高額療養費の増加、医療保険の負担増、現役世代の保険料負担増に繋がっており、上限額などを見直すべきではないか。

また、所得に応じた自己負担額を設定しているが、所得をざっくりと設定しすぎではないか、などが背景だと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

福本達雄議員の質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、保険料の負担の削減については、全国保険

医団体連合会の試算がございませけれども、現役世代の軽減額っていうのは、月 46 円から 208 円で、わずかにしかないという試算が出ております。国が言う保険料の減額というのを、わずかこの金額でしかないということになります。

それともう 1 つは、区分の話ですけれども、今、370 万円から 770 万円の世帯とそれから、年収 510 万円から 650 万円の世帯についての説明をいたしましたけれども、物価上昇に伴う所得が追いついてないという状況があります。これまでの上限額に対してでも、非常に厳しい状況が続いてきたわけですが、これから先ですね、さらに国民の暮らしが苦しくなるもとの、それを細分化すればいいという話になりますと、これは上限を引き上げてもいいという話につながってきますので、ですから、医療を国民皆制度を維持していこうと思えば、こういう経済情勢に照らして考えれば、限度額の引き上げではなくて、今求められているのは引き下げではないかという議論の方が、人命を維持していく意味では重要だというふうに私は考えています。

お答えになってるかどうかはわかりませんが、以上が福本達雄議員の質問に対しての答弁となります。ありがとうございます。

○議長（濱野良一君）

他に質疑はございますか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 1 号の質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（発議第 1 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 1 号 高額療養費制度における自己負担限度額引き上げの中止・撤回を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

5 番 井藤茂信君。

○5 番（井藤茂信君）

反対の立場から討論いたします。

高額療養費制度の自己負担額引き上げは、将来的に国民皆保険制度の維持が、困難となる可能性を踏まえた対応であると思います。

所得に応じた公平な負担を実現しつつ、確保された財源を医療提供体制の強化や、新たな治療法を開発、予防医療への投資に活用することで、国民全体の

健康増進に寄与すると思います。

一方、受診抑制や家計圧迫といった懸念もあり、慎重な制度設計と丁寧な議論が必要であると考えます。

今年 8 月に予定されていた高額療養費制度の上限額引き上げですが、検討段階で、患者側の意見を聴取しなかったとして、現在、国は引き上げを見送りしています。

今後、患者の声に寄り添って、この秋をめどに新たな方針を示したいということですので、この段階で意見書を提出することはないかと思ひ反対させていただきます。以上です。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

7 番 鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

高額医療費制度は、確かに将来の負担が増えるというお話もありますけれども、明日の自分ということで、この間の報道を見ておりますと、月 7 万とか 8 万とか、40 代 30 代の人たちががんにおいて、生活が苦しいという報道が多々ありました。そういうのを鑑みても、こういうのはなくすわけにはいかないと、賛成討論に一致します。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

先ほど井藤議員からですね、国民皆保険制度が維持できなくなるっていうふうなことを言われましたけども、高額医療費制度っていうのは、国民皆保険制度の根幹です。

この高額医療制度が崩れて、お金を払えなかったら死になさいという話になると、それ自体が国民皆保険制度が機能していないということになるんですね。で、見送りをしているから意見を出さなくてもいいという話だったら、考える要素がないじゃないですか、国は。見送りをしたのにはそれなりの理由があって、見送ってるわけですから、これは地方から国に対して、このときに声を上げていくというのが重要だと。

○議長（濱野良一君）

福本議員、これは発議に対する討論でありますので、井藤議員に対する反対討論になってしまいますので、この発言は。

○9 番（福本耕太君）

はい。では、井藤議員だけではなく全般的な話として。

今、見送ってるからこそ、反対の声を地方から上げていき、高額医療費制度を維持していくということが、住民にとって大切だということで提起をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論は終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第1号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## 議案の上程、提案理由の説明（発議第2号）

○議長（濱野良一君）

日程第9、発議第2号 消費税率5%の引き下げを求める意見書については議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

引き続きまして、消費税5%の引き下げを求める意見書について提案をさせていただきます。

消費税3%が導入されたのが1989年、今年で消費税導入36年目を迎えます。「失われた30年」という言葉に象徴されるように日本経済は、この30年間、経済成長しない国になってしまいました。

経済成長が止まっている要因の1つは、貧富の格差の拡大です。大企業の内部留保は、史上空前の560兆円を越えております。また、富裕層の中には個人資産で1兆円を有する超富裕層が生まれている一方で、高度経済成長期に形成された中間層は大幅に減少し、国民の大多数が貧困層へと転落している実態があります。わが町でも、実に2000世帯、世帯数の3分の1が住民税非課税世帯になっており、貧困層は今後も増え続けると見込まれます。貧困が広がるもとで、可処分所得の低下が消費を冷え込ませ、景気経済をさらに悪化させる悪循環

環を生み出しています。

さらに、急激な物価高騰の影響は深刻です。賃金や年金など所得が物価の高騰に追いついていないもとで、社会保険料の負担が上昇を続けています。お米をはじめ食料品全般の価格が急激に高騰し、食事の回数を減らして生活をする国民の実態が全国各地で報告されています。あらゆる分野に広がった物価高騰は、さらに景気を冷え込ませ、経済の悪循環を加速させています。この悪循環を止めて健全な経済と恒常的な景気の好循環を作り出すためには、賃上げ、年金の引き上げ、社会保険料の負担引き下げと共に、物価の引き下げが重要になります。

政治的に物価を引き下げる方法はさまざまありますが、累進税率を引き上げて、逆進性の強い消費税等を引き下げる、こうした効果的な方法は、品目を限定せずに全ての商品にかかる消費税を一律に減税することで実現できます。

消費税減税が景気経済の立て直しにおいて最も効果的という事実は G7 の中でも共通認識になっています。消費税が高いヨーロッパ各国でも、多くの国々で実践が行われています。

さて、消費税 10%による日本の年間税収は 30 兆円ですが、5%に減税するために 15 兆円の新たな財源確保が必要になります。消費税が導入されて以降、大企業の法人税減税や富裕層への優遇税制が繰り返し行われ、その度に消費税が増税されてきました。その結果、大企業の内部留保が史上空前に膨れ上がり、超富裕層が生まれました。法人税減税で大企業の投資を促し、経済をよくすると言ってきた歴代政府ですが、失われた 30 年の結果を見て、投資に回っていないと石破首相も認めており、減税を含めた議論を開始する必要があると国会で首相が答弁するところまで来ています。

さらに、日本経団連の中からも大企業や超富裕層への課税が提案される動き、2024 年 12 月の「FUTUREDESIGN (フューチャーデザイン) 2040 年」ここで、こうした意見が出てきたことは画期的なことです。先ほども述べたように、超大企業・大企業には、その力に応じた税の負担能力が十分にあります。日本の税制では、超富裕層には、所得 1 億円を越えると税率が下がっていく「1 億円の壁」がありますが、これを撤廃することで超富裕層への恒常的な課税は可能になります。

いま、消費税減税の財源論については、国会において政党により違いがありますが、国家財政、恒常会計の大部分を消費税で賄っている現実を見れば、国債発行で消費税の減税や廃止を長期に、恒常的に続けることができないことは明らかです。

消費税の減税と廃止は、経済の健全化と好循環を生み出す効果が証明されていますが一方で、恒常的な財源確保が必要です。加えて、最悪の経済状態にあ

る日本社会で突出して増えている軍事費、防衛予算の削減やその後の景気回復による税収増を見込めば、さらに消費税減税後の財源は安定的に確保できます。以上をもって、消費税の5%減税を一刻も早く、実施することを求めます。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

## 趣旨説明に対する質疑（発議第2号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第2号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

1番 岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

1点、確認させていただきたいんですけども、消費税の5%引き下げを求める意見書ですね。消費税というと、私の認識では標準税率と軽減税率10%、8%という認識なんですけれども、両方とも5%ずつ下げるっていう話、10%を5%にして、8%を3%にしてっていう話なのかどうなのか。

この文章ではちょっと読み取れなかったんで、すみません。

○議長（濱野良一君）

9番 福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

岡本議員の質問に対してお答えいたします。

10%、8%軽減税率ということではなくて、今10%の消費税がかかっていることを仮定して、一律5%に下げるということになります。

だから、今、8%とか10%とかってなってますよね。その持ち帰り、ここで、お店で食べたなら10%かな、持ち帰って8%ですね。それ10%と8%ですね、じゃなくて、消費税を5%まで下げましょう、ということです。10%に対する軽減税率の8%ですよ。だから、消費税を5%にしましょうということです。

どうでしょうご理解いただきました。

大丈夫ですか。

ちょっともう1回聞いてもらったら、とりあえずこれで1回。

○議長（濱野良一君）

岡本議員。

○1番（岡本真澄君）

すみません、この題材がですね、「消費税率5%の」ってなってるんで、ちょ

っと理解しにくかったんです。

単純にはい、ただそれだけです。

○議長（濱野良一君）

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（発議第 2 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 2 号 消費税率 5%の引き下げを求める意見書について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

4 番 小川務君。

○4 番（小川務君）

反対の立場から討論します。

消費税率引き下げについては、国や地方自治体の重要な財源である消費税収入が減少することによる公共サービスや社会保障制度への影響を懸念いたします。特に、日本の財政状況は依然として厳しく、高齢化社会に伴う医療・介護など社会保障費用が増大している現状では、安定した財源確保が不可欠です。

消費税は、全世帯型社会保障制度を支える重要な財源であるため、反対させていただきます。以上になります。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

7 番 鈴木美香君。

○7 番（鈴木美香君）

今、現況では国民は、物価高、ガソリン高で大変苦しくなっております。

もう事実上生活を今助けるのであれば、消費税を下げるのが妥当だと考え、賛成討論します。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

まずですね、安定財源ということではいいますと、景気が悪くなると消費税自体も集められなくなりますので、景気を戻していくということが、安定財源を

確保していく、非常に大事な当てになりますので、まず大企業への内部留保、それから先ほども言いましたけど、1兆円の個人資産を持つような人に対しては、もう減税をやめるということで、税金を確保できます。そこを庶民から取るのではなくて、大企業、富裕層にきちんと税金をかけていけば安定財源確保できると。それは景気が良くなっていけば、可処分所得が増えれば景気が良くなっていきますから、景気上がっていけば消費税でなくて、他の所得税であるとか、それから法人税が増えていきますので、そこが新たに財源となってきますから、まともな累進課税を機能させれば、経済は財源を確保できるという点からも、消費税の減税、5%への減税を進めていきたいというふうに思います。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありますか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論は終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第2号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## 議案の上程、提案理由の説明（発議第3号）

○議長（濱野良一君）

日程第10、発議第3号 今国会で可決された日本学術会議法の廃止及び現行法への速やかな改訂を求める意見書については議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

7番 鈴木美香君。

○7番（鈴木美香君）

それでは今回出した意見書、今国会で可決された日本学術会議法の廃止及び現行法への速やかな改訂を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

科学者の代表機関である日本学術会議が推薦した新会員について、政府は2020年、105人の推薦者のうち6人の任命を拒否しました。任命拒否の理由について、任命拒否の判断をした菅義偉元総理は「総合的・俯瞰的観点から判断した」との答弁に終始し、その後も政府から具体的な理由は示されていません。

任命拒否は、憲法第 23 条が定める「学問の自由」の侵害となります。また、内閣総理大臣が勝手に判断することはできない旨を規定した日本学術会議法にも明らかに違反しています。

任命拒否の理由が全く明らかになっていないにもかかわらず、政府・与党は、日本学術会議の側の問題があるかのように論点をすり替え、学術会議を法人化する検討を開始しました。昨年 12 月には、内閣府の有識者会議が最終報告書を発表し、学術会議を法人化し、会員選考について首相による任命制度を廃止すること、首相が任命する監事を新設すること等の方針を示しました。仮に、この方針のとおり法制度が変更されれば、違法な任命拒否は是正されないままとなってしまう、一方で、監事を介し政府による介入が強化される懸念があります。

学術会議は、任命拒否問題を機に改革方針をまとめ、実行に取り組んでいます。政府は、学術会議の「改革」が必要だというならば、学術会議の自主的改革に必要な方策を十分検討・協議したうえで改革案をとりまとめるべきです。

学術会議の独立性は、今国会で可決された日本学術会議法を廃止し、現行法に戻してこそ守られます。よって、速やかな法改正を求めます。以上です。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

### 趣旨説明に対する質疑（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました発議第 3 号について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、発議第 3 号の質疑は、これをもって終了いたします。

### 討論、採決（発議第 3 号）

○議長（濱野良一君）

発議第 3 号 今国会で可決された日本学術会議法の廃止及び現行法への速やかな改訂を求める意見書について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

10 番 川本貴也君。

○10 番（川本貴也君）

反対の立場から討論いたします。

学術会議の在り方を検討する有識者懇談会で、学術会議を法人化し、独立性、自立性を高めるとした報告書がまとめられ、今回の法人化案につながっております。

今回の法人化案は、会員の選考方法について、現在の首相の任命をやめ、学術会議の総会で選ぶ仕組みに改める一方、会員の選定方針については会員以外の科学者で作る新たな組織の助言を受けることになっています。

法人化は学術会議の活動を制約するものではなく、透明性を高めるものと考えられますし、また、この意見書につきましては、昨日提出されたもので、内容について検討する時間が取れませんでした。

もっと検討する時間が必要だと思われまますので、今回の提出につきましては、反対したいと思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

賛成討論の発言を許します。

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

同意見書に対し、日本共産党を代表して賛成討論を行います。

今国会で、自民・公明・維新の賛成により可決された日本学術会議法は、まず何より、憲法が定める学問の自由を侵害し、学術を軍事に動員し、短期的で実用的な経済的利益の獲得に学術会を貢献させるための、時の政権の意に沿う別組織に作りかえる学術会議解体法にほかなりません。

憲法が定める学問の自由は、個々の科学者の研究、発表、教示の自由の保障に加え、科学者の相互批判と検討を可能とする科学者集団の自律的な規律があってこそ保障されます。

今回の法改訂は、日本学術会議の設立の趣旨と、それを保障する独立性を踏みにじる法改訂であり、日本共産党は、同法の即時廃止と現行法への即時改訂を強く要求します。

この度の法改訂において、まず指摘しなければならないことは、2020年10月、当時の菅総理が会員候補者6名の任命を、法の解釈を一方的に変更して拒否した問題です。現行の学術会議法の解釈を勝手に変更し、違法な任命拒否を行いながら、その経過も理由も明らかにしない政府に、まず、改定法案を提出する資格はありません。さらに政府は、広がった厳しい世論と批判に対し、会員任命拒否の問題を、学術会議のあり方の問題にすり替えて、本法案を国会に提出しました。ところが、衆議院の国会審議中、特定のイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は、この法案の中で解任できるとする坂井内閣担当大臣

の答弁により、政府の法改定のねらいが、気に入らない科学者を排除することであるということが浮き彫りになりました。加えて坂井大臣は、学術会議自身が法案にも、法人化にも反対してしていないと繰り返し発言しましたが、学術会議の川島参考人は、ナショナルアカデミーの 5 要件を満たしていない法案に対し、反対しているからこそ、総会で、決議が可決されたと述べ、大臣答弁は虚偽とさえ言えると強く批判をしました。法案が国会に上程される前から、政府のごまかしの破綻は明瞭になっています。

また、会員選考に際して、会員で構成する会員候補者選定委員会が作成する前提方針案に、会員以外のもので構成する選定助言委員会が意見を述べると、政府がこのようなことも重大な問題です。会員候補者の選定をどのような基準や方法で選考するかは、そもそも学術会議自身が定めるものであり、法で定められた学術会議の自治権です。にもかかわらず、選定助言委員会を政府が設置する行為は、政府の意を汲むメンバーで学術会議を検閲するねらいがあることは、顕著に示しています。学術会議の改訂が、単なる独立法人化ではなく、独立性、自主性、自律性を根こそぎ奪い、学術会議を解体することを目的とした法律であることは、もはや覆い隠すことはできません。

具体的に、この法改訂で何が起きるかを見ると、さらにこの法律の整合性がないことが明らかです。特定なイデオロギーや党派的な主張を繰り返す会員は、解任できるとする坂井大臣が答弁しているように、軍事研究の拡大に反対するとか、原発の推進に慎重な姿勢を示すとか、選択的夫婦別姓の導入に賛同するとか、こうした主張を繰り返していたら、政府が任命を拒否して排除するということになります。こうして、政府の主張に異議を唱える人を排除していけば、どういう人が残るか。政府になんでも賛成する、党派的な主張を繰り返すばかりが会員になってしまいます。そうなれば、科学的見地から行政・産業等に助言するという学術会議の本来の役割が失われてしまい、会員は誰も残らなくなり、学術会議は解体されることになります。

そして、学術会議解体の先にこそ、自民・公明政府や維新の本音、目的があることも、国会審議の中で明確になりました。法案の賛成討論を行った維新の三木衆議院議員は、本会議で学術会議は防衛に関する研究を拒否し続けている、頑なな軍学共同に反対するスローガンをやめろと発言しました。また、可決するときの本会議では、今後は、防衛技術の研究に貢献していただきたいと叫び、この訴えに自民党席から割れんばかりの拍手とエールが起きています。学術会議の解体が科学者を戦争に導入するための法改訂であることは、国会論戦を通じても明らかになっています。80 年前、多くの学者が悲惨な戦争に協力させられた苦い教訓を踏まえて、学術会議の政府からの独立性が憲法にも法律にも刻み込まれました。さまざまな法改訂が行われ、日本が着実に戦争への道を歩み

出している今、再び、悲惨な戦争に科学者が協力させられることがないように、今国会で可決された学術会議解体法は即時廃止し、現行法に基づく学術会議の自主性、自律性、独立性を維持すべきだと考えるため、私は賛成をいたします。

○議長（濱野良一君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

他にないようでございますので、これをもって討論は終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

発議第3号については、反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

## 散会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、11時10分より、委員会室において、総務建設常任委員会を開催いたします。終了後、引き続き、教育民生常任委員会を開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

散 会 午前10時55分